

令和3年度低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について（お知らせ）

令和3年1月6日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第5条第4項に規定する低生産量新規化学物質の製造・輸入の確認を受けようとする方は、以下の日程表に記載する期間中に申出を行ってください。判定を受けた年度に依らず、どの期間も全ての方法による申出（オンラインによる電子申出、郵送による光ディスク申出、郵送による書面申出）を受け付けております。

1. 日程表

	低生産量新規化学物質製造・輸入申出書の受付期間	
第1回	オンライン	2021/2/22（月）～3/3（水）
	郵送（光ディスク）	2021/2/22（月）～2/26（金）
	郵送（書面）	
第2回	2021/4/15（木）～4/21（水）	
第3回	2021/5/18（火）～5/24（月）	
第4回	2021/6/17（木）～6/23（水）	
第5回	2021/7/15（木）～7/22（木）	
第6回	2021/9/15（水）～9/21（火）	
第7回	2021/10/15（金）～10/21（木）	
第8回	2021/11/15（月）～11/19（金）	
第9回	2021/12/15（水）～12/21（火）	

第10回	2022/1/17 (月) ~ 1/21 (金)
第11回	2022/2/10 (水) ~ 2/18 (金)

※1 第1回については、オンラインと郵送で受付期間が異なりますのでご注意ください。

(1) 新たに電子申出を開始する場合には、申出を予定している期間の前月1日まで(1日が休日、および祝日の場合は、翌営業日まで)に「申出者確認コード(7桁のパスワード)」が記載された電子情報処理組織使用開始申出書(様式第15)を提出し、「申出者コード(5桁のID)」の付与を受ける必要があります。当該申出者コードと申出者確認コードは少量新規化学物質と共通です。

なお、電子での申出を令和3年2月に初めて行う場合、電子情報処理組織使用開始申出書(様式第15)は令和3年1月15日までに提出をお願いします。

(2) 既に申出者コードと申出者確認コードを入手されている事業者は、同じコードを使用することができます。

(3) 電子での申出については、電子証明書の添付は不要です。

(4) 光ディスクによる申出及び書面による申出につきましては、簡易書留または書留での郵送(申出期間内に必着)をお願いいたします。

確認・不確認通知書は、受付期間終了から概ね1カ月後の発送を予定しています。なお、確認通知書に記載された日付以前の製造・輸入はできませんのでご注意ください。

2. 参考資料

低生産量新規化学物質の申出の際には、「低生産量新規化学物質の申出手続について」をご覧ください。

3. 問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問合せください。

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2427)、(FAX) 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(電話) 03-3501-0605、(FAX) 03-3501-2084

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253、(FAX) 03-3581-3370

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）化学物質管理センター安全審査課
（電話）03-3481-1812、（FAX）03-3481-1950